

# 鳥取県親元就農促進支援交付金交付要綱

平成26年3月31日付第201300203181号  
鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県親元就農促進支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本交付金は、認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の経営者（3親等以内の親族で構成する法人の代表者を含む。以下「農業経営主」という。）の親族の当該農業経営体への就農（以下「親元就農」という。）を促進し、農業経営の継続的な発展を図るとともに、当該親元就農者が、将来、地域農業の担い手として定着することを目的として交付する。

## (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、鳥取県親元就農促進支援交付金事業実施要領（平成26年3月31日付第201300203181号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う同表第3欄の補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、補助事業者が別表第4欄の間接補助事業者に対して、実施要領に基づき、当該年度に同表の第5欄の交付基準額により交付した同表第2欄に掲げる交付金の合計額に、同表第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

## (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

## (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

## (間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、間接交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金及び間接県費補助金等	間接交付金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 事業費の増額

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付金の支払)

第11条 補助事業者は、本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 補助事業者は、第3条第1項の規定により本交付金を受けた間接補助事業者が、実施要領第11の規定により間接交付金を返還する義務が生じた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、疾病、災害等やむを得ない事情として知事が認める場合を除き、当該間接補助事業者に対し、間接交付金の返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から間接交付金の返還を受けたときは、県から当該間接交付金に係る本交付金の支払を既に受けている場合にあっては、当該本交付金の額を速やかに県に返還するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。